

新潟市南区及び周辺地域 AI デマンド交通システム導入等業務 プロポーザル募集要領（公募型）

1. 要領の目的

この要領は、新潟市南区及び周辺地域への AI デマンド交通システム導入等業務に係る事業者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

新潟市南区及び周辺地域 AI デマンド交通システム導入等業務

(2) 業務内容

別紙 1 「新潟市南区及び周辺地域 AI デマンド交通システム導入等業務基本仕様書」のとおり

なお、本仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、当該業務に関する委託候補者を選定した後、仕様を適宜調整し契約締結を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで（長期継続契約）

(4) 提案限度価格

初期費用の限度額：3,990,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

月額費用の限度額：225,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 業者審査方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合審査とする。

4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 他都市における同種・類似業務の運用実績を有していること。
- (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、又は市税（市外又は県外に本社を置く法人の場合、本社が所在する市町村の税）を滞納していないこと。
- (5) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (6) 次の申し立てがなされていないこと。

① 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に規定する破産手続開始の申

立て

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て

③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

(7) 共同企業体は、次の要件を満たしていること。

① 構成団体は前記すべての要件を満たしていること。

② 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合において、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

③ 共同企業体は 2 社で構成されていること。

5. スケジュール

実施日	内 容
4 月 17 日（金）	公募開始（市ホームページに掲載）
5 月 1 日（金）午後 5 時	参加表明書締切
5 月 8 日（金）	予備審査結果通知（予定）
5 月 8 日（金）午後 5 時	質問書締切
5 月 12 日（火）	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
5 月 18 日（月）午後 5 時	提案書締切
5 月 28 日（木）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
5 月 29 日（金）	選定結果通知・委託候補者決定（予定）

6. 公募開始から提案書提出まで

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

【提出書類】

< 単独企業の場合 >

- ・別紙 6-1 「参加表明書（単独応募用）」

< 共同企業体の場合 >

- ・別紙 6-2 「参加表明書（共同企業体用）」
- ・別紙 8 「共同企業体協定書兼委任状」

< 共通 >

- ・別紙 7 「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」
- ・別紙 9 「事業者概要書」
- ・別紙 10 「業務実績書」
- ・別紙 11 「業務実施体制」
- ・新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、以下の書類も提出すること。（参加申込日の 3 か月以内に証明されたもの。写しの提出可。）

① 登記事項証明書

② 直近の決算報告書

③ 納税証明書（市税（市外又は県外に本社を置く法人の場合、本社が所在する市

町村の税)に未納がないことが確認できる証明書)

【提出部数】各1部

【提出期限】令和8年5月1日(金)午後5時必着

【提出方法】持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限までの必着とする。)

(2) 質問書の提出及び回答

本業務及び本要領について、質問書を提出することにより質問することができる。

【提出書類】質問書(様式自由、質問者の社名・担当者名・連絡先を明記)

【提出部数】1部

【提出期限】令和8年5月8日(金)午後5時必着

【提出方法】持参、郵送、電子メールのいずれか(郵送の場合は、提出期限までの必着とする。)

【回答方法】令和8年5月12日(火)までに新潟市ホームページに掲載する。

※質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

(3) 提案書の提出

参加者は、仕様書及び提案書作成要領等に基づき、考え得る最適な方策を企画提案書により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。なお、企画提案書に記載された内容については、企画提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

【提出書類】①企画提案書 8部(正本1部、副本7部)

②別紙12「AI デマンド交通システム 要件対応表」(8部)

※上記①②の電子ファイル一式を納めたCD-ROMを1枚用意すること。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office 又は Acrobat Reader にて参照可能な形式とすること。

【提出期限】令和8年5月18日(月)午後5時必着

【提出方法】持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限までの必着とする。)

7. 予備審査

参加表明書の受付期限時点で参加表明した者が6者以上の場合は、提出された書類を事務局が予備審査し、結果を通知する。なお、5者以内の場合は事務局による予備審査は行わず、その旨を別途通知する。

提出された書類の審査については、下記「予備審査基準表」に記載の内容を審査し、審査結果の高い者から5者をプレゼンテーション対象者とする。

なお、予備審査の結果は、プレゼンテーション審査の評価に影響しないものとする。

(1) 予備審査基準表

区分	評価対象	評価内容	配点
業務実績	業務実績書	AI デマンド交通システム導入等の実績を有しているか。	10
実施体制	業務実施体制	業務遂行のための適切な人員配置及び役割分担が妥当か。	5

- (2) 結果通知日（予定）
令和8年5月8日（金）
- (3) 通知方法
電子メールにより通知する。

8. 委託候補者の選定

(1) 選定委員会

委託候補者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は、審査終了まで非公開とし、新潟市職員で構成する。選定委員会の事務局は、新潟市都市政策部都市交通政策課に置く。

(2) 選定方法

- ① 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。
- ② 選定委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は、別途通知する。
- ③ 別添採点基準表に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。
- ④ プレゼンテーション審査の時間は、1者あたり30分（説明20分、質疑10分）を予定している。
- ⑤ 審査の結果、得点が最も高い者を委託候補者、次に高い者を次点者を選定する。また、得点が同点となった場合は、各委員による多数決により決定することとなる。なお、得点が最も高い者であっても、各委員による平均得点が配点合計の60%（108点）に満たない場合は、委託候補者を選定しない。
- ⑥ 提案者が1者であっても審査を行い、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合は、その者を委託候補者とする。
- ⑦ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用してもよい。
- ⑧ プレゼンテーション会場への入室は3人まで可とする。
- ⑨ 本市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。
- ⑩ 当該プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

(3) 審査結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9. 契約に関する基本事項

(1) 受託者の決定

- ① 審査により決定した最優秀提案者に対し、契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ② 最優秀提案者との契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者

の本提案における失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、契約の締結交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は、実現を約束したものとみなす。

(3) 契約書

新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 31 条の定めるところにより作成する。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は、当該業務の一部を委託することができる。

10. 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- ・ 本公募の開始以降、審査員による審査が終了するまでの間に、審査員に不当な接触を行った者
- ・ この要領に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ・ 提案限度額を超える見積金額を提案した者
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者又はこの要領に定められた事項に違反した者

(2) その他

- ・ 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む。）は、提案者の負担とする。
- ・ 選定結果についての異議申立ては、認めない。
- ・ 受託者の名称は、公表できるものとする。
- ・ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で選定目的以外に使用しない。
- ・ 提出された全ての企画提案書は、返却しない。
- ・ 提出された企画提案書は、複製する場合がある。
- ・ 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

11. 問い合わせ及び書類提出先

新潟市都市政策部都市交通政策課

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

TEL : 025-226-2750 E-mail : kotsu@city.niigata.lg.jp